令和7年度 鳥取県の特別支援教育 -理解と啓発のためにー



【小学部】



【高等部】





【中学部】



【訪問学級】

(写真提供:鳥取県立白兎養護学校)

目 次

	ı	共	·生社会の形成に向けた特別支援教育の推進····································	ı
	2	特	別支援学校における教育	
			県内特別支援学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	県立特別支援学校エキスパート教員	4
	3	小	・・中・高等学校における教育	
			通常の学級における教育····································	5
	(2	(通級による指導····································	6
			通級による指導の入級手続き	
			通級指導教室設置校	
	(5)	特別支援学級における教育	8
	4	粉	(育相談	
			、月1日成 特別支援学校の教育相談·······	2
			L D 等専門員による教育相談·······	
			特別支援教育専門員による教育相談	
			生徒支援・教育相談センターによる教育相談	
	(5	(医療機関とつながるときは	5
	_	上上	·	
	5		:字 就学先が決まるまでー就学手続の流れー	4
	(2)	就学奨励費事業·······	6
	(_	.)	M·丁 文 /M·貝·丁木	U
	6	手	話の普及	7
	7	交	流及び共同学習の推進	
	(1)	意義	8
			形態	
	(3)	内容	8
			手続き	
	(5)	取組紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	8	医	療的ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ı
	Ū			
	9	东	気療養児の遠隔教育支援2	2
ı	0	息	取県の特別支援教育の現況	
•	(1)	特別支援学校の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2
	(2	(特別支援学級の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
	(3)	進路状況2	3
	(4	.)	発達障がいのある児童生徒数2	4
			通級による指導実施状況・・・・・・2	
	(6)	県立特別支援学校における医療的ケアの必要な幼児児童生徒数2	5
ı	ı	隌	がい児福祉保健施策の情報	
•			疾病・障がいの早期発見····································	5
			在宅サービス····································	
	(3)	施設サービス2	6
	(4	.)	その他の施策	7
	(5)	障がいのある児童に関する相談先2	7
	(6)	教育と福祉の連携・・・・・・・・・2	8
1	2	特	:別支援教育課発行物等の紹介	q

共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

◆基本理念◆

「共に学び、共に暮らし、共に生きる」

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な 取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そ の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必 要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要と する幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

そして、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。共生社会の実現に向けては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目ざし、それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるような視点が大切にされており、加えてそのための環境整備が必要とされています。

鳥取県では、特別支援教育推進にかかる基本理念として、「共に学び、共に暮らし、共に生きる」を合い言葉に、計画の策定を進め、鳥取発の特別支援教育の体制整備を進めています。



鳥取県教育振興基本計画(令和6年度~令和10年度)

鳥取県教育振興基本計画は、教育基本法に基づき策定したもので、今後5年間に本県で取り組むべき教育の方向性を示すものです。総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、6つの目標と特に力を入れたい25の施策を定めており、6つの目標の一つとして、「多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造」があります。

【施策3-(10)特別支援教育の充実】

- ⇒障がいの状態や発達段階に応じた教育の充実と専門性の向上
- ⇒インクルーシブ教育システムの推進に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実
- ⇒障がいに対する理解を深め共生の心を育む取組の実践

「鳥取県特別支援教育推進計画」(令和5年度~令和9年度)

本県の障がいのある子どもの教育の更なる充実に向けて、全県的、中長期的な視点に立って、 今後の特別支援教育の在り方を明確に示し、計画的に推進していくため、県教育委員会として方 向性や具体的な取組を示した「鳥取県特別支援教育推進計画」を令和5年3月17日に策定しま した。

【鳥取県特別支援教育推進計画の4つの柱】

- I 切れ目ない支援体制の構築と特別支援教育の充実
- ⇒児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、幼児期から高等学校卒業まで 切れ目ない指導・支援の充実を図る。
- Ⅱ 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の充実
- ⇒特別支援学校における中長期的な施設整備の検討や、医療的ケアの支援体制、ICT の活用、卒業後の自立と社会参加に向けたふるさとキャリア教育、小・中学校等へのサポート体制の充実を図る。
- Ⅲ 特別支援教育に関する教職員の専門性向上と福祉・医療等の連携充実
- ⇒全ての教職員における特別支援教育に関する基本的な知識・技能及び支援方法等、指導力の向上を 図るとともに、卒業後の自立に向け、福祉・医療・労働等の連携を図る。
- Ⅳ 共生社会の実現を目指した特別支援教育の推進
- ⇒障がいのある子どもとない子どもとの交流の一層の推進や、障がいのある児童生徒等の活躍・取組 の情報発信、手話言語の普及等により、共生社会の実現を目指す。



2

特別支援学校における教育

特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科(高等学校又は特別支援学校高等部修了者が入学可能)もあります。

※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態を行っている学校もあります。

(1) 県内特別支援学校一覧

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 FAX番号 ホームページアドレス
	鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高 (専攻科)	680-0 5 鳥取市国府町宮下 265	TEL (0857) 23-5441 FAX (0857) 23-5442 https://www.torikyo.ed.jp/torimo-s/
	鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高	680-0 5 鳥取市国府町宮下 26	TEL (0857) 23—203 I FAX (0857) 27—8606 https://www.torikyo.ed.jp/toriro-s/
県	鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	683-0004 米子市上福原七丁目 13-1	TEL (0859) 23—2810 FAX (0859) 23—2813 https://www.torikyo.ed.jp/himawari-s/
	鳥取養護学校	肢体不自由 病 弱	小・中・高	680-090 I 鳥取市江津260	TEL (0857) 26—360 I FAX (0857) 27—3207 https://www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/
	白兎養護学校	知的障がい	小・中・高 (訪問)	689-020 鳥取市伏野 550-	TEL (0857) 59-0585 FAX (0857) 59-1237 https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/
	倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高 (訪問)	682-0836 倉吉市長坂新町 1231	TEL (0858) 28—3500 FAX (0858) 28—1144 https://www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/
立	皆生養護学校	肢体不自由 病 弱	幼・小・中 ・高 (訪問)	683-0004 米子市上福原七丁目 13-4	TEL (0859) 22—657 I FAX (0859) 38—3485 https://www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/
	米子養護学校	知的障がい	小・中・高	689-3543 米子市蚊屋343	TEL (0859) 27—3411 FAX (0859) 27—3420 https://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/
	琴の浦高等 特別支援学校	知的障がい	高	689-250 東伯郡琴浦町赤碕 957-	TEL (0858) 55—6477 FAX (0858) 55—6466 https://www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障がい	小·中·高 (専攻科)	689-0947 鳥取市湖山町西 二丁目 49	TEL (0857) 28—6340 FAX (0857) 28—7078 https://special-main.fuzoku.tottori-u.ac.jp/

(2) 県立特別支援学校エキスパート教員

鳥取県教育委員会では、公立学校において、他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その高い技術を普及させていくことにより、教員の指導力向上を図っています。県立特別支援学校では、I7名の教員が認定されています。(うち2名は他校種への異動により凍結)

【エキスパート教員の役割】

- ○日々の授業を積極的に公開します。
- ○校内の教科指導等において、他の教員に対して専門的な指導、助言を行います。
- ○地域の学校の研究会等において助言を行います。



特別支援学校エキスパート教員一覧

教 員	所 属 校	認 定 分 野
大森 美和子	鳥取盲学校	理療科
西村 恵美	鳥取聾学校(ひまわり分校)	自立活動
竹原 光広	鳥取養護学校	自立活動
岸 純子	鳥取養護学校	教科等を合わせた指導
山口 和恵	白兎養護学校	教科等を合わせた指導
曲 ひさか	白兎養護学校	自立活動
谷口 由紀子	白兎養護学校	教科等を合わせた指導(生活単元学習)
澤田 淳太郎	白兎養護学校	教科等を合わせた指導
伊藤 真栄	白兎養護学校	自立活動
内田 直美	倉吉養護学校	自立活動
児山 隆史	皆生養護学校	自立活動
谷田 育子	米子養護学校	自立活動
北野 京子	米子養護学校	自立活動
永見 祥子	米子養護学校	学級経営
緒方 夏江	米子養護学校	自立活動

小・中・高等学校における教育

一人一人の生きる力や児童生徒のニーズに対応するために、学校全体で特別支援教育に取り組 むことが大切です。校内支援体制により、全教職員で児童生徒を支援しています。

① 校内委員会の設置 (全小・中・義務教育学校・高等学校において設置)

【校内委員会とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、個々の課題について全教職員の理解のもとに、 学校全体でより適切な指導・支援をするための校内組織

② 特別支援教育主任(担当)の指名 (全小・中・義務教育学校・高等学校において指名) 【特別支援教育主任(担当)とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的 存在

③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

【個別の教育支援計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も 含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施 設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

【個別の指導計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画 支援の広がり(例)



(1) 通常の学級における教育

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる」「できる」ように工夫されたユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援と児童生徒の実態に応じた個別的な指導・支援を組み合わせることで、児童生徒の個別最適な学びにつながります。すべての児童生徒が安心して学習に参加でき、学ぶ喜びを感じ主体的に学ぶ授業をめざして、指導・支援の充実を図っていきます。

【すべての児童生徒が授業に参加し、学びやすい授業となるような指導・支援やあたたかい雰囲気の学級づくり等のための3つのポイント】

★教室環境の工夫(物的環境の工夫) ★接し方の工夫(人的環境の工夫) ★授業づくりの工夫

【参考】鳥取県教育委員会「子どもたちの「わかる」「できる」をささえる ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット」令和6年2月 (本リーフレット P.29~32参照)

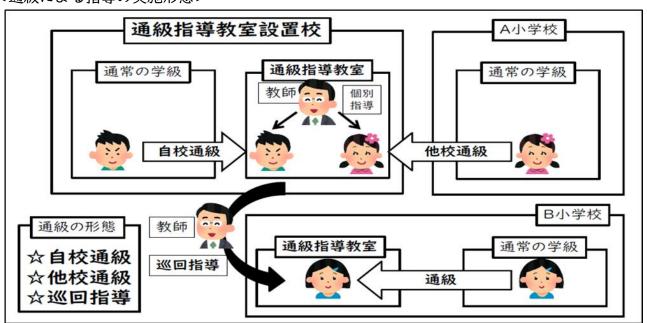


(2) 通級による指導

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障がいに応じた特別の指導を通級指導教室といった特別の場で受ける指導形態のことをいいます。障がいに応じた特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とする指導です。自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め指導を行います。通級による指導の実施形態には、児童生徒が在籍する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に通って指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が該当する児童生徒のいる学校に赴き、指導を行う「巡回指導」です。

また、本県では平成30年度より高等学校に通級指導教室を設置しました。高等学校に在籍し、 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善、又は克服を目的とした指導が必要な生徒等を対象 とし、障がいの状態等に応じて年間7単位を超えない範囲で、特別の指導を行います。

<通級による指導の実施形態>



<鳥取県における通級指導教室の設置状況>(令和7年5月 | 日現在)

設置学校	対象	障がい種	実施形態	入級・退級判断	
市町立小学校市町立中学校	市町(学校組合)立学校の 児童生徒	言語障がい発達障がい	自校 他校 巡回	在籍学校の 市町(学校組合)	
県立特別支援学校	市町村(学校組合)立学校の 児童生徒(※)	難聴 言語障がい 発達障がい	他校巡回	在籍学校の 市町村(学校組合)	
県立高等学校	設置学校の 在籍生徒	発達障がい	自校	設置学校	

[※]県立特別支援学校における言語障がい、発達障がいの通級による指導は、原則として、通級指導教室の設置のない 市町村(学校組合)立学校の児童生徒を対象に実施します。

(3) 通級による指導の入級手続き

- ○市町村に設置されている通級指導教室への入級につ いては、各市町村教育委員会が判断を行います。入 級までの手続きは市町村によって多少の違いがあり ますが、基本的には概ね右図のとおりです。
- ○高等学校の通級指導教室は、自校通級のみです。

通級指導教室に入級を希望される保護者の方は、 まずは児童生徒の在籍している学校の担任等にご 相談ください。

○県立特別支援学校の通級指導教室入級までの手続き 等は、下記特別支援教育課ホームページをご覧くだ さい。

※巡回による指導の場合、通級担当者の兼務発令の 手続きが必要となります。手続きについて確認をお 願いします。

入級手続き等の流れ図(例) ※市町村設置の通級指導教室の場合

児童生徒・保護者の希望

(相談)

在籍学校長→

校内教育支援委員会(協議)

(申請)

※市町村により、在籍学校長 から通級指導教室設置校へ依 頼が必要な場合もあります。

市町村教育委員会→人級審査会(審査)

在籍学校長

※市町村により、審査結果を市 町村教育委員会から保護者へ お知らせする場合もあります。

保護者



県立特別支援学校における通級による指導の手引き http://www.pref.tottori.lg.jp/127876.htm

発達障がい教育拠点に関すること http://www.pref.tottori.lg.jp/128111.htm

(4)通級指導教室設置校

	<東 部>	<中 部>	<西 部>
Ī	鳥取市久松小学校(言語)	倉吉市立上灘小学校(言語)	米子市立啓成小学校(言語)
	鳥取市立湖山西小学校(言語)	倉吉市立小鴨小学校(言語)	米子市立明道小学校(発達)
	鳥取市立河原第一小学校(発達)	倉吉市立明倫小学校 (発達)	米子市立車尾小学校(発達)
	鳥取市立湖山小学校(発達)	倉吉市河北小学校 (発達)	米子市立伯仙小学校(発達)
	鳥取市立面影小学校(発達)	倉吉市立社小学校 (発達)	米子市立福米東小学校(発達)
	鳥取市立宮ノ下小学校(発達)	倉吉市立河北中学校 (発達)	米子市立弓ヶ浜小学校(発達)
	鳥取市立稲葉山小学校(発達)	湯梨浜町立羽合小学校(発達)	米子市立尚徳小学校(発達)
	鳥取市立浜坂小学校(発達)	三朝町立三朝小学校(発達)	米子市立彦名小学校(発達)
	鳥取市立浜村小学校(発達)	北栄町立大栄小学校(言語)	米子市立湊山中学校(発達)
	鳥取市立南中学校(発達)	北栄町立北条小学校(発達)	米子市立弓ヶ浜中学校(発達)
	鳥取市立湖東中学校(発達)	琴浦町立八橋小学校(発達)	米子市立加茂中学校(発達)
	岩美町立岩美北小学校(発達)	琴浦町立東伯中学校(発達)	境港市立境小学校(発達)
	八頭町立郡家西小学校(発達)	県立倉吉養護学校(発達)	境港市立余子小学校(言語)
	智頭町立智頭小学校(発達)	県立鳥取聾学校さんさん教室	境港市立第三中学校(発達)
	県立白兎養護学校(発達)	(難聴・言語)	大山町立名和小学校(発達)
	県立鳥取聾学校(難聴・言語)	※県立鳥取盲・聾学校附属教育支援	大山町立名和中学校(発達)
	県立智頭農林高等学校(発達)	センターわくわく内	南部町立西伯小学校(発達)
	県立鳥取緑風高等学校(発達)	県立倉吉総合産業高等学校(発達)	伯耆町立岸本小学校(発達)
			県立米子養護学校(発達)
			県立鳥取聾学校ひまわり分校(難聴・言語)
			県立米子白鳳高等学校(発達)
			県立日野高等学校(発達)

(5)特別支援学級における教育

特別支援学級とは、小・中・義務教育学校において、児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、特別に編成された少人数の学級です。特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程を編成して教育を行っています。

※特別支援学級が設置されている学校(令和7年5月Ⅰ日現在の設置校に○を表示)

【東部 小学校·義務教育学校(前期課程)】

				設	置特別支援等	学級		
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉· 情緒
	久松	0						0
	醇風	0						0
<u>_</u>	遷喬	O O						0
	修立	0						0
<u>_</u>	日進	O O						0
- ⊢	富桑	0						0
- ⊦	稲葉山	0						0
- ⊢		0	0					0
- ⊢			0					
⊢	質露 明徳	0						0
		0	-					0
⊢	倉田 面影	0						0
⊢	大正	0		0				0
- ⊢	東郷							
⊢	明治	<u> </u>					<u> </u>	0
⊢	世紀	0			0			ŏ
⊢	湖山	ŏ						ŏ
- F	末恒	ŏ						ŏ
	米里						-	ŏ
⊢	津ノ井	0						ŏ
鳥取市	浜坂	ŏ				0		Ŏ
//g 4A 1P	岩倉	ŏ						ŏ
	美保南	Ö	0					Ö
	湖山西	Ŏ	Ŏ					Ŏ
	中ノ郷	Ö						Ö
	若葉台	0						0
	宮ノ下	O						0
Г	国府東	0						0
Г	河原第一	0				0		0
Г	西鄉	0						
	散岐							0
	用瀬		0					0
	佐治	0						
	宝木	0						0
	瑞穂							0
L	浜村	0						0
⊢	逢坂							0
L	青谷	0						0
L	湖南学園							0
L	福部未来	0				0		0
L	鹿野学園	0						0
	江山学園	0						0
ul # mr	岩美南	0						0
岩美町	岩美北	0						0
	岩美西	0						0
⊢	郡家東 郡家西	0			\vdash		0	0
八頭町 —	和家四 船岡	0					0	0
	// // // // // // // // // // // // //	0						0
\$1.49/ BT	- 八果 若桜学園	0						0
若桜町 智頭町	右枝子園 智頭	0		0				0
自興門	首項	\cup					<u> </u>	

【東部 中学校・義務教育学校(後期課程)】

				設制	置特別支援等	学級		
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・ 情緒
	東	0	0					0
	のぞみ分校							0
	西	0						0
	南	0			0			0
	北	0				0		0
	高草	0						0
	湖東	0						0
	桜ケ丘	0				0		0
⇔ 17 0 +	中ノ郷	0				0		0
鳥取市	国府	0						0
	河原	0						0
	千代南	0						0
	気高	0						0
	青谷	0						0
	湖南学園							
	福部未来学園	0						0
	鹿野学園	0						0
	江山学園	0						0
岩美町	岩美	0						0
八頭町	八頭	0	0			0		0
若桜町	若桜学園	0						
智頭町	智頭	0						0
鳥取県	まなびの森学園							

【中部 小学校】

T				設	置特別支援等	学級		
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	音語	自閉· 情緒
	西郷	0	0					0
	河北	0						0
	明倫	0						0
	打吹	0						0
倉吉市	上灘	0						0
800	小鴨	0						0
	久米	0						0
	社	0						0
	上北条	0	0				0	0
	関金	0						0
	羽合	0		0	0		0	0
湯梨浜町	泊	0					0	0
	東郷	0						0
三朝町	三朝	0					0	0
北栄町 🗕	北条	0						0
2076-0	大栄	0		0			0	0
	浦安	0						0
	聖郷	0						0
琴浦町	八橋	0			0			0
	赤碕	0						0
	船上	0						0



【中部 中学校】

		設置特別支援学級							
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・ 情緒	
	東	0						0	
	西	0		0				0	
倉吉市	久米	0						0	
	河北	0				0		0	
	鴨川	0		0				0	
湯梨浜町	湯梨浜	0	0	0	0		0	0	
三朝町	三朝	0					0	0	
北栄町	北条	0						0	
北栄町	大栄	0					0	0	
琴浦町	東伯	0	0	0				0	
~7-7#1 #1	赤碕	0		0				0	

【西部 小学校・義務教育学校(前期課程)】

				設	置特別支援等	牟級		
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉 情緒
	明道	0						0
	義方	0						0
	啓成	0	0		0			0
	就将	0		0		0		0
	車尾	0		0				0
	福生東	0						0
	分教室	0						
	福生西	0						0
	福米東	0	0	0	0			0
	福米西	0	0					0
	加茂	0				0		0
米子市	河崎							0
*1. th	住吉	0		0				0
	尚德	0						0
	五千石	0						0
	彦名	0						0
	崎津	0						0
	大篠津	0						0
	和田	0						0
	弓ケ浜	0						0
	成実	0						0
	箕蚊屋	0		0	0			0
	伯仙	0			0			0
	淀江	0		0		0		0
	渡	0						0
	外江	0						0
境港市	境	0						0
現心中	上道	0						0
	余子	0	0					0
	中浜	0				0		0
	西伯	0	0					0
南部町	会見	0						0
	会見二							
	岸本	0						0
伯泰町	八郷						0	0
伯耆町	二部	0						
	溝口	Ö						0
日吉津村	日吉津	0						0
	大山西	0	0					0
+ .1. mr	大山	0						0
大山町	名和	O						0
	中山	0						0
日南町	日南	0						0
日野町	日野学園							0
江府町	奥大山江府学園	0						0

【西部 中学校・義務教育学校(後期課程)】

				設	置特別支援等	学級		
市町村名	学校名	知的	肢体 不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・ 情緒
	東山	0						0
	福生	0						0
	いずみ分校	0						0
	福米	0		0				0
	湊山	0						0
米子市	後藤ヶ丘	0		0				0
W 1 14	美保	0				0		0
	弓ヶ浜	0	0					0
	尚德	0						0
	加茂	0						0
	淀江	0						0
	箕蚊屋	0		0				0
	第一	0						0
境港市	第二	0				0		0
	第三							0
南部町	法勝寺	0						0
HJ Mr. J	南部	0		0				
伯耆町	岸本	0						0
III EI J	溝口	0						0
	大山	0						0
大山町	名和	0						0
	中山		0					0
日南町	日南							0
日野町	日野学園							
江府町	奥大山江府学園	0						0



※院内学級が設置されている学校

<東 部>	<中 部>	<西 部>
鳥取市立病院内	県立厚生病院内	鳥取大学医学部附属病院内
鳥取市立美保南小学校	倉吉市立上灘小学校	米子市立就将小学校
鳥取市立南中学校	倉吉市立東中学校	米子市立湊山中学校

*病弱(院内)学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院 後の学校生活に適応できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っていま す。



4

教 育 相 談

(1)特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を実施しています。

月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時応じています。園や学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談も行っていますので、各学校の特別支援教育コーディネーター(下記担当者)にご相談ください。

【各特別支援学校の相談窓口】

学 校 名	障がい種別	担当	連絡先
鳥取盲学校	視覚障がい	竹 間 恵	TEL 0857-23-5441 FAX 0857-23-5442
鳥取聾学校	聴覚障がい	岡垣 尚子	TEL 0857-23-203 I FAX 0857-27-8606
鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい	迫田 加奈	TEL 0859-23-28 0 FAX 0859-23-28 3
鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	白水 健一郎	TEL 0857-26-360 I FAX 0857-27-3207
白 兎 養 護 学 校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	片山 直子	TEL 0857-59-0585 FAX 0857-59-1237
倉 吉 養 護 学 校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 肢体不自由 発達障がい	中川 夏奈子	TEL 0858-28-3500 FAX 0858-28-1144
皆生養護学校	肢体不自由 病弱	秋山 美紀	TEL 0859-22-657 I FAX 0859-38-3485
米 子 養 護 学 校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	松本 理恵	TEL 0859-27-3411 FAX 0859-27-3420
琴の浦高等特別 支 援 学 校	知的障がい	安 藤 恵	TEL 0858-55-6477 FAX 0858-55-6466
鳥取大学附属特別支援 学 校	知的障がい	山本 理恵	TEL 0857-28-6340 FAX 0857-28-7078

【高等学校支援担当】

学	校 名			担	当		連絡先
白兎	養護	学 校	伊	藤	真	栄	TEL 0857-59-0585
倉吉	養護	学 校	伊	藤	孝	史	TEL 0858-28-3500
米子	養護	学校	徳	安		隆	TEL 0859-27-3411

(2) LD等専門員による教育相談

LD等専門員は、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・学校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発にあたるとともに、小中学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内(園内)支援体制の機能の充実に向けて支援を行っています。

各園・学校、PTA等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。 相談等の申し込みは、電話で行ってください。

【相談の形態】

☆巡回相談

担当のLD等専門員が、小学校、中学校、義務教育学校を計画的に訪問します。

☆依頼相談

担当のLD等専門員が、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校等からの依頼に応じ、幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相 談活動を行います。

【公立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の担当】

相談担当区域	L D等専門員	所属	電話番号
鳥取市 (中学校区:東)、 八頭町、智頭町、若桜町	西小路真智子	東部教育局	0857-20-3672 080-9956-5271
鳥取市(中学校区:国府·福部未来学園)、 岩美町	中西毅暢	岩美町立岩美北小学校	080-8234-9795
鳥取市(中学校区:湖東·中ノ郷·気高· 青谷)	細川 愛可	鳥取市立浜坂小学校	080-1937-2208
鳥取市(中学校区:西・北・南)	高橋 佐織	鳥取市立北中学校	080-1937-2209
鳥取市 (中学校区:桜ヶ丘·高草·河原· 千代南・江山学園・湖南学園)	上田陽子	鳥取市立高草中学校	090-5373-6538
まなびの森学園、 鳥取市 (鹿野学園)	西村 佳代	特別支援教育課	0857-26-7598
倉吉市	福安彬	倉吉養護学校	090-8998-9305
湯梨浜町、北栄町、三朝町	西平 梢	湯梨浜町立羽合小学校	080-1937-2210
琴浦町	金田 典子	中部教育局	0858-23-3252 080-9956-5272
米子市((※)を除く)、日吉津村	田澤 理恵	米子市立加茂小学校	080-1937-2212
	金田 美果	米子市立湊山中学校	080-1937-2211
境港市、米子市の一部(※)	松下 環	境港市立上道小学校	080-8234-9796
西伯郡(日吉津村は除く)	山本 泉弥	伯耆町立岸本小学校	080-1937-2213
日野郡	川上久美子	西部教育局	0859-31-9773 080-9956-5273

[※] 美保中学校、弓ヶ浜中学校、彦名小学校、崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校、弓ヶ浜小学校

【高等学校の担当】

相談担当区域	L D等専門員	所 属	(上・中段) 電 話 番 号 (下段) ファックス番号
全県	西村 佳代	特別支援教育課	0857-26-7598 0857-26-8101
東部	西小路真智子	東部教育局	0857-20-3672 080-9956-527 I 0857-20-3673
中部	金田 典子	中部教育局	0858-23-3252 080-9956-5272 0858-23-5203
西部	川上 久美子	西部教育局	0859-31-9773 080-9956-5273 0859-35-2096

(3) 特別支援教育専門員による教育相談

令和7年度より特別支援学級担任等をサポートする特別支援教育専門員を各教育局に配置しています。特別支援教育専門員は、小中学校等の特別支援学級担任等への相談活動を通して、特別支援学級の児童生徒への指導・支援の充実に向けて支援を行っています。

【相談について】

☆巡回相談

事前に日程等を調整し、担当圏域内の全小・中・義務教育学校特別支援学級への相談活動を 行います。

☆依頼相談

担当圏域内の全小学校・中学校・義務教育学校からの依頼に応じて、相談活動を行います。 依頼は学校担当者が直接依頼を行ってください。

☆校内研修会講師

☆支援会議等への参加

相談担当圏域	特別支援教育専門員	所 属	電話番号
東部	吉田 幸恵	東部教育局	0857-20-3672
中部	小木 佐智子	中部教育局	0858-23-3252
西部	松原 早苗	西部教育局	0859-31-9773

(4) 生徒支援・教育相談センターによる教育相談

【電話相談・来所相談等による相談】

学校生活や子育てに関する不安や悩みをご相談ください。

- * 電話相談:8:30~17:15 (教育相談電話:0857-31-3956 月~金)
- * 来所相談等:9:00~17:00



【専門指導員による幼児への個別支援】

子どもの発達支援に詳しい専門指導員が、発達や言葉の遅れが気になる幼児へ個別支援を行います。

【専門医による教育相談会】

小児科、精神科の専門医が、発達の遅れや障がい、就学や子育てに関すること等について県内3か所(東部・中部・西部)で、月1~2回程度相談に応じます。

上記の相談は、生徒支援・教育相談センター教育相談担当に直接お申し込みください。

〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201

TEL:0857-28-2322 FAX:0857-31-3958

e-mail:shien-soudan@pref.tottori.lg.jp

URL:http://www.pref.tottori.lg.jp/shiensoudan/





(5) 医療機関とつながるときは

学校の現場においては、年々医療との連携のニーズが高まり、受診に至るケースが増えてきています。一方で、学校での様子や受診の目的が医療機関に正確に伝わらないというケースも見受けられます。

医療機関受診の際は、「受診時支援ツール(問診票等)」等を活用することで、学校、保護者、 医療機関等の関係者が円滑に情報共有を行うことができます。「受診時支援ツール(問診票等)」 については、鳥取大学医学部附属病院子どもの心の診療拠点病院推進室ホームページを参照して ください。

https://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/kodomonokokoro/

就 学

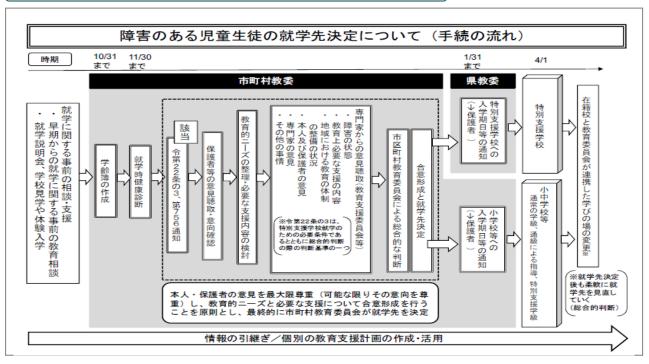
平成25年9月1日に、学校教育法施行令が一部改正となりました。就学先となる学校や学びの場の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供を行いつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等について相談してください。また、就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、発達の程度や適応の状況等を勘案しながら、柔軟な見直しができることを、全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

就学手続については、特別支援教育課ホームページに掲載している「就学事務の手引」(令和6年4月 改訂 鳥取県教育委員会)を参照してください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/247422.htm

(1) 就学先が決まるまで - 就学手続の流れ-



※文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引~子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて~」(令和3年6月)

(2) 就学奨励費事業

障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒(学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当)についても補助対象に拡充しています。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、 寄宿舎からの帰省費などがあります。 6

手話の普及

鳥取県では、平成25年IO月に全国初の「鳥取県手話言語条例」を制定して以降、共生社会 の実現をめざし、聾学校及び地域において手話普及の取組を進めています。



手話普及支援員を派遣し、学校(園)における手話学習をサポートしています。令和6年度は、県内の 148校(園)に対し延ベ973人の手話普及支援員を延べ304回派遣しました。

子どもたちが動画で手話を学び、力試しをする小学生向け鳥取県版 児童用手話検定「手話チャレ」を令和4年6月に開設し、令和6年度に レベルIOまで作成し、Google サイトに掲載しました。

★手話チャレは、下記ホームページから御覧いただけます。 https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/syuwa





★デジタル版手話ハンドブックは、下記ホームページから御覧いただけます。<a>県 https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/syuwa-handbook

令和5年度に鳥取県手話言語条例制定 10 周年を記念して、県内の幼児児童生徒が出演する手話ダンス 動画「手話の WA〜ダンスでつながる手話の仲間プロジェクト〜」を制作しました。

★手話ダンス動画 (練習用動画を含む) は、鳥取県教育委員会 YouTube チャンネルで御覧いただけます。 https://www.youtube.com/channel/UCI-MNsEz72z3mUb6I-Elr5A

手話の WA	練習用 手話ダンス編	練習用 手話ダンス解説編	練習用 手話ダンス解説編
	(左右反転)	(反転なし・手話ワイプあり)	(左右反転・手話ワイプなし)

★手話普及に関する取組の詳細は、下記ホームページから御覧いただけます。**■**院 http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm



手話学習のまとめや力試しに

|手話検定の受検料を補助しています!

先生方は 全額補助



児童生徒は 1/2補助!

詳しくは、特別支援教育課(先生方への補助)・鳥取県社会福祉協議会(児童生徒への補助)へお問い合わせく ださい。<問合せ先>特別支援教育課(0857-26-7575)鳥取県社会福祉協議会(0857-59-6331)

7

交流及び共同学習の推進

(1) 意義

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒等にとっても、経験 を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会です。

また、障がいのある児童生徒等との交流及び共同学習は、障がいのない児童生徒等が障がいのある児童生徒等とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられます。このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障がいのある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない児童生徒等にとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障がいのある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識をつくり出すことにつながるなど、社会における「心のバリアフリー(※)」の実現に向けて大きな意義があります。

※「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと(「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議)

(2) 形態

交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中・義務教育学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があります。また、地域の福祉施設等と連携して行う障がいのある人との交流もあり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行います。

学校間交流



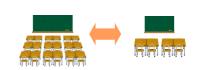
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等と特別支援学校の児童生徒等が交流及び共同学習を行う形態

居住地校交流



特別支援学校の児童生徒が居住地域の小・中・義務教育学校等へ行き、交流及び共同学習を行う形態

学校内の交流



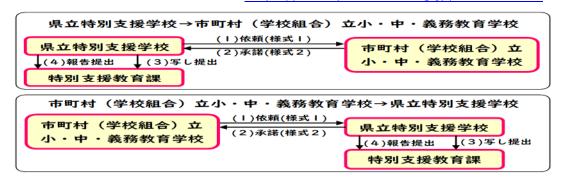
通常の学級と特別支援学級の児 童生徒が交流及び共同学習を 行う形態

(3)内容

交流の内容としては、学校行事や学習を中心に活動を共にする<u>直接的な</u>交流及び共同学習のほか、文通 や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習があります。

交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障がいのある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切です。

(4) 手続き



(5) 取組紹介

「障がい者スポーツを通した交流及び共同学習の取組」

鳥取県立鳥取盲学校中学部と学校法人鶏鳴学園青翔開智中学校との、視覚障がい者スポーツ「ゴールボール」「フロアバレー」を通した学校間交流の取組例として、交流及び共同学習の充実に向けたポイントを紹介します。

ロアバレーを通して

①関係者の共通理解・教育課程への位置付け



同世代と 交流したい

地域と つながり たい 生涯のスポーツ に出会う機会が ほしい

視覚障がいへの 理解を深めたい 「体育」で実施

体を動かす喜びを感じ、同世 代の友達とかかわる意欲や 態度を育てたい

「道徳科」で実施 多様な価値観や、障がいの ある友達とかかわる意欲や

態度を育てたい

交流及び共同学習は、両校(両学級)の児童生徒の成長につながることが基本です。そのためには、 交流及び共同学習を通して、児童生徒のどのような資質・能力を育成するのかを明確にしたうえで、年 間を通じて計画的に取組を進めていくことが大切です。

②教員の打ち合わせ・児童生徒の事前学習

交流及び共同学習を円滑に進めるためには、担当する教員同士が 事前の打ち合わせや情報交換等を入念に行い、必要な準備や調整を 行っておくことが大切です。また、児童生徒が安心して活動に参加する ためには、活動内容や役割分担等に見通しを持たせるとともに、障がい のない児童生徒にとっては障がいに関する正しい知識や適切なかかわ り方等を、障がいのある児童生徒にとっては自分の気持ちの表現の仕 方等を事前に学習しておくことが大切です。



フロアバレー教職員事前研修

③指導や評価の工夫









【今日の日間対力が定の声をおぼえ で、守きあが同りはなしから。 日はようしくおわがしいます。) 「印像 ② ○ △ ○ 日間の始的 ○ ○ 連入で取らか締 ○ ○ 連入で取らか締 ○ ○ 地上が発力 ○ ○ 本上が発力 ○ ○ あが、開発したいこと かわれば、特別的ないになったのかか がないとが、場合したいことが からない、特別したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、情報したいことが からない、は、特別的ない。ない、から できた。 は、これには、特別的ない。ない、から には、これには、またい。 は、これには、またい。 は、またい。 は、またい

自己紹介カードの交換

アイスブレイク

作戦タイム

対戦

振り返り

実施に当たっては、お互いの関係づくりの時間を十分に確保したり、ペアや小グループでの活動を充実させたりするなど、児童生徒が安心して主体的に活動に参加できる工夫が大切です。また、事前事後のアンケートや自己評価などに継続して取り組み、自分や友達の成長に気づいたり、次回への意欲につなげたりすることで、交流及び共同学習のさらなる充実が図られます。

「間接的な交流及び共同学習の取組例」

- ○文化祭等で学校行事での作品の交流
- ○公民館祭での作品展示
- ○公民館祭での作業製品の販売
- ○手紙でのやり取り
- ○児童生徒の実態により、直接的な交流が難しい場合にビデオレターを活用



<参考資料>

・文部科学省ホームページ「交流及び共同学習ガイド」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/__icsFiles/afieldfile/2019/04/11/1413898_01.pdf



・文部科学省「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1401340.htm

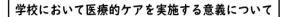
医療的ケア

文部科学省は、学校における医療的ケアについて、「一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、 たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為」と示しています。

特別支援学校に在籍する医療的ケア児が年々増加するとともに、小・中学校等においても医療的ケア児が在籍するようになってきています。また、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要とする医療的ケア児も増えています。

学校は、児童生徒等が集い人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無に関わらず、児童生徒等の安全の確保が保障されることが前提です。こうした観点から、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持ちます。具体的には、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれることで、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児との関係性が深まったりするなどの本質的な教育的意義があります。

そこで、鳥取県では医療的ケア児の在籍する又は今後在籍が見込まれる県立学校及び市町村(学校組合)立学校に学校における医療的ケアに知見のあるアドバイザーを派遣し、医療的ケア実施体制に関する指導・助言等を行う、学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業を展開しています。申請の流れについては以下のとおりです。



学校において医療的ケアを実施することで



○教育機会の確保・充実

授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数増加



○経管栄養や導尿等を通じた<u>生活リズムの形成</u> (健康の保持・心理的な安定) ○吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成

(コミュニケーション・人間関係の形成)

○排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上

(心理的な安定感・人間関係の形成)

○安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築

(人間関係の形成・コミュニケーション) ※()内は対応する学習指導要領「自立活動」の区分の例

【申請の流れ】

市町村(学校組合)立学校の場合

学校→市町村(学校組合)教育委員会 →教育局→特別支援教育課

県立学校の場合

学校→特別支援教育課

〈参考資料〉

・鳥取県版公立学校における医療的ケア体制ガイドライン(令和5年6月改訂) https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1215245/r5gaidorain.pdf



・小学校等における医療的ケア実施支援資料~医療的ケア児を安心・安全に受け 入れるために~(令和3年6月)

https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_tokubetu01-000016489_1.pdf



・鳥取県版公立学校における人工呼吸器の管理による医療的ケアを必要とする児 童生徒の安全な学校生活のためのガイドライン(令和7年3月)

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1385013/gaidorain.pdf



病気療養児の遠隔教育支援

鳥取県では、令和元年度より分身ロボット「OriHime」を活用した病気療養児の遠隔教育支援 事業を展開しています。病気療養など、様々な事情により通学して教育を受けることが困難な児 童生徒がいます。このような児童生徒にとって、自宅や病院等において行う遠隔教育は、学習機 会の確保を図る観点から、重要な役割を果たします。











〈参考資料〉

https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_2rr.pdf

・高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について (文部科学省通知 令和5年3月)

https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002896_3rr.pdf



貸出の流れについては、以下の流れで利用申請書を特別支援教育課まで提出します。なお、OriHime は全県での配備数が4台のため、貸出状況によっては、利用を調整させていただく場合がありますので御承知ください。

市町村(学校組合)立学校の場合

県立学校の場合

学校→市町村(学校組合)教育委員会→教育局→特別支援教育課

学校→特別支援教育課

10

鳥取県の特別支援教育の現況

(1)特別支援学校の現況

令和7年5月1日現在

					対	J	児	•	児	Ī	竜	• 4	Ė	徒	数		
			幼稚部				小学部				中学部			高等	拿部	専攻科	計
	学校名	本校	分校	計	本校	分校	訪問	計	本校	分校	訪問	計	本校	訪問	計		
	鳥取盲学校	_	_	_	3	_	_	3	0	_	_	0	2	_	2	2	7
	局以自予区				(1)			(1)	(0)			(0)	(0)		(0)		(1)
	鳥取聾学校	3	2	5	8	9	_	17	4	0	_	4	4	_	4		3 0
	為私聲子区	(2)	(0)	(2)	(3)	(2)		(5)	(1)	(0)		(1)	(0)		(0)		(8)
	鳥取養護学校	_	_	_	16	_	_	16	19	_	_	19	13	_	1 3	_	48
	M40.民版 1 10				(14)			(14)	(10)			(10)	(6)		(6)		(30)
特	白兎養護学校	_	_	_	107	_	1	108	3 9	_	1	4 0	52	3	5 5	_	203
別	口池民版)区				(90)		(1)	(91)	(21)		(1)	(22)	(32)	(3)	(35)		(148)
支	倉吉養護学校	_	_	_	59	_	_	5 9	3 0	_	_	3 0	46	_	4 6	_	1 3 5
援	石口灰胶丁区				(41)			(41)	(16)			(16)	(21)		(21)		(78)
学校	皆生養護学校	3	_	3	24	_	3	27	10	_	0	10	9	1	1 0	_	5 0
	日工民版)区	(3)		(3)	(24)		(3)	(27)	(8)		(0)	(8)	(7)	(1)	(8)		(46)
	米子養護学校	_	_	_	82	_	_	8 2	52	_	_	5 2	5 6	_	5 6	_	190
	八丁尺成丁 区				(57)			(57)	(19)			(19)	(22)		(22)		(98)
	琴の浦高等特別支援学校	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	102	_	102	_	102
	鳥取大学附属特別支援学校	_	_	_	11	_	_	11	16	_	_	16	18	_	18	9	5 4
	合 計		8				323				171			3 0	0 6	11	8 1 9
	`⊟` ਜੋ⊺		(5)			((236)				(76)			(9	2)		(409)

※()内の数字は重複障がいのある児童生徒数を内数で表している。

(2)特別支援学級の現況

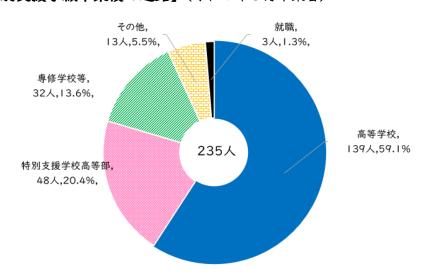
(令和7年5月 | 日現在)

区分	設	置学校	数	彭	置学級	数	児童生徒数			
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	
知的障がい	106	52	158	131	69	200	573	288	861	
肢体不自由	12	6	18	13	6	19	14	6	20	
病弱·身体虚弱	10	9	19	10	9	19	10	17	27	
弱視	7	2	9	7	2	9	8	2	10	
難聴	7	7	14	6	7	13	7	7	14	
言語障がい	7	3	10	7	3	10	9	4	13	
自閉症・情緒障がい	112	54	166	194	90	284	990	445	1435	
計	116	56	172	368	186	554	1611	769	2380	

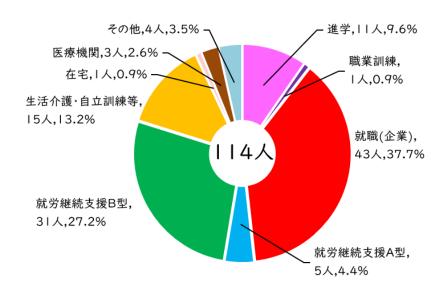
※分校は本校に含む(分校と本校を合わせて1校とカウント)

(3) 進路状況

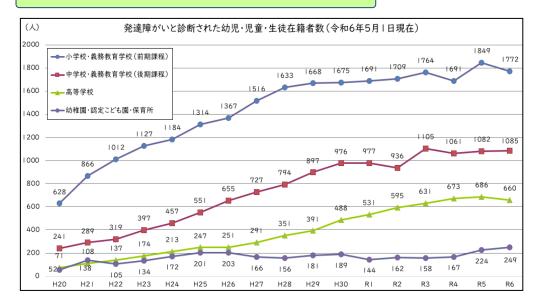
【中学校特別支援学級卒業後の進路】(令和7年3月卒業者)



【特別支援学校高等部・専攻科卒業者の進路】(令和7年3月卒業者)



(4) 発達障がいのある児童生徒数



(注) 医師により発達障がいと診断されている幼児児童生徒のうち、学校・園が把握している数を表しています。

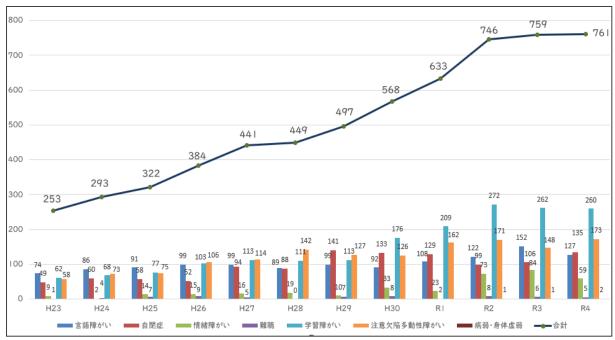
<全児童生徒数に対する割合>(令和6年5月1日時点)

() はR5の割合

	発達障がいと診断されて いる児童生徒の数(人)	全児童生徒数(人)	割合 (%)
小学校・義務教育学校(前期課程)	1,772	27,283	6.5% (6.6%)
中学校・義務教育学校(後期課程)	1,085	14,407	7.5% (7.6%)
高等学校	660	13,889	4.8% (4.8%)
全 体	3,517	55,579	6.3% (6.4%)

(5) 通級による指導実施状況

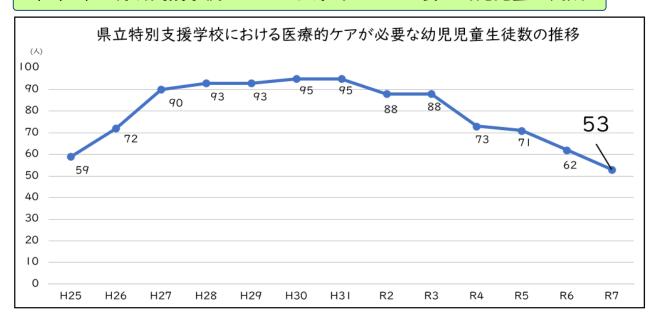
(令和7年5月1日現在)



出典:文部科学省 通級による指導実施状況調査

- ※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。 その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。
- ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
- ※令和5年度・6年度の調査は未発表。

(6) 県立特別支援学校における医療的ケアの必要な幼児児童生徒数



(令和7年5月1日現在)

 Π

障がい児福祉保健施策の情報

身体障がいや知的障がいのある児童、発達に不安のある児童とそのご家族が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、様々な援助を行っています。

※制度名や施設種別名については「障害」と表記しています。 ※ 「]・・・実施機関・相談窓口

(1)疾病・障がいの早期発見

○疾病や障がいを早期に発見し、必要なアドバイスを行います。

- ◆乳幼児健診等 乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診(発達相談)等「市町村]
- ◆相 談・指 導 健康相談指導(育児相談、育児教室、訪問指導) [保健所・市町村] 障がい児に関する相談・指導、療育手帳の判定等 [児童相談所]

(2) 在宅サービス

- ○障がい児に、様々な福祉サービスの提供を行います。(施設に入所されている児童は、一部のみが対象です。)
- ◆障がい児等地域療育支援事業 [県立総合療育センター、県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立皆成 学園、鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、NPO法人陽なた]
 - ・在宅の障がい児等が身近な地域で療育・相談が受けられるように相談をお聴きし、支援方法・対応策 について一緒に考え、アドバイスを行います。
- ◆日中一時支援事業 [市町村]
 - ・放課後や夏休み等の日中に、障がい児者を一時的にお預かりし、介護する家族の負担を軽減します。
- ◆障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援) [市町村]
 - ・日中、放課後、夏休み等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等に関する支援を行います。また、保育所や学校など集団生活への適応のための支援を行います。

◆障がい児者在宅生活支援事業 [市町村]

- ◇施設入所障がい児者在宅生活支援事業
 - ・入所・入院又は入居中の障がい児者が一時帰宅する場合に、在宅サービスの利用料の一部を助成します。
- ◇要医療障がい児者在宅生活支援事業
 - ・体位変換に常時介護を要する在宅の重度身体障がい児者等のエアーマットレスのレンタル費用の一部を助成します。
 - ・医療的ケアが必要な障がい児者が家庭外で集まり活動する場合に、看護師の派遣費用の一部を助成します。
 - ・医療的ケアが必要な障がい児者を受け入れる事業所に対して、看護師配置費用及び医療機器購入 費の一部を助成します。
 - ・医療的ケアが必要な障がい児者が利用するグループホーム等を活用した日帰り体験事業又は宿泊 体験事業を実施する団体の活動経費の一部を助成します。
- ◇重度身体障がい児者等在宅生活支援事業
 - ・筋ジストロフィーなどの神経・筋疾患や重症心身障がい児者等が入院する場合に、一時的に家族以 外の者が付き添いをする経費の一部を助成します。
 - ・神経・筋疾患・痙直型四肢麻痺等の重度身体障がい児者等の排痰補助装置のレンタル費用の一部 を助成します。
- ◇身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業
 - ・身体障害者手帳の交付対象外で補聴器が必要な難聴児に対し、補聴器の購入費用等の一部を助 成します。
- ◆障がい児保育·医療的ケア児保育·放課後児童健全育成事業等 [県·市町村]
 - ・特別な支援を必要とする児童に対して、保育士、看護師、放課後児童支援員等を配置する支援を行い ます。
- ◆重度障がい児者医療型ショートステイ整備事業[県]
 - ・医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、訪問看護に係る費用、ショートスティ利用時のヘルパー利用に係る費用等を助成します。
- ◆医療的ケア児等の送迎支援事業[市町村]
 - ・医療的ケア児等の受診時等の移動に係る負担を軽減するため、福祉タクシーの運賃、付き添い看護師 費用の一部を助成します。

(3) 施設サービス

○施設への入所については各児童相談所、通所については各市町村が支給決定します。

<入所系>

- ◆福祉型障害児入所施設 ※短期入所あり 松の聖母あすなろ園(鳥取市) 県立皆成学園(倉吉市)
- ◆医療型障害児入所施設 ※短期入所あり 鳥取医療センター(鳥取市) 県立総合療育センター(米子市)

<通所系>

◆児童発達支援センター

鳥取市立若草学園(鳥取市) 県立鳥取療育園(鳥取市)

倉吉東こどもの発達デイサービスセンター(倉吉市) 県立中部療育園(倉吉市)

NPO法人陽なた(境港市) 米子市立あかしや(米子市) 県立総合療育センター(米子市)

(4) その他の施策

○本人や家族の負担軽減や生活の安定のために、手当等や医療費等の給付の制度があります。

◆医療費等

- ◇特別医療費助成 [市町村]
 - ・重度障がい児(者)、ひとり親家庭、小児等の医療費を助成します。
- ◇自立支援医療費の支給 [県·市町村]
 - ・心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を営むための医療制度です。
- ◇補装具の購入・修理 [市町村]
 - ・眼鏡、補聴器、義肢、車いす等、身体上の障がいを補う用具に係る費用を支給します。
- ◇日常生活用具の給付・貸与 [市町村]
 - ・障がい児者の日常生活を支援する用具を給付または貸与します。

◆手当等

- ◇特別児童扶養手当 [県·市町村]
 - ・障がい児を監護・養育している保護者等に支給します。
- ◇障害児福祉手当 [県·市町村]
 - ・重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する児童に支給します。
- ◇心身障害者扶養共済制度 [県·市町村]

(5) 障がいのある児童に関する相談先

<障がい児に関する相談>

東部	鳥取県立鳥取療育園	☎ 0857−29−8889	Fax0857-29-9300
木町	鳥取市立若草学園	☎ 0857−28−1233	Fax0857-28-1233
中部	鳥取県立皆成学園	☎ 0858−22−7188	Fax0858-22-7189
구마	鳥取県立中部療育園	☎ 0858−27−0780	Fax0858-27-0781
	鳥取県立総合療育センター	☎ 0859−38−2163	Fax0859-38-2156
西部	米子市立あかしや	☎ 0859−29−2585	Fax0859-29-2585
	NPO 法人陽なた	☎ 0859−57−6240	Fax0859-57-8168

<発達障がいに関する相談>(相談フォーム) https://www.pref.tottori.lg.jp/yell/



-				
	全県	『エール』鳥取県発達障がい者支援セ ンター	☎ 0858−22−7208	Fax0858-22-7209

<きこえ(聴覚)に関する相談>

全県	鳥取県きこえない・きこえにくい子ども のサポートセンター『きき』	☎0857-50-0170	Fax0857-50-0176
----	-------------------------------------	---------------	-----------------

<医療的ケア児に関する相談>(相談フォーム) https://icare.doaikai.jp/

自然為	
425	

東部	鳥取県医療的ケア児等支援センター (東部相談窓口)	☎ 0857−30−2424	Fax0857-30-2425
中部	鳥取県医療的ケア児等支援センター (中部相談窓口)	☎0858-27-6006	Fax0858-27-0781
西部	鳥取県医療的ケア児等支援センター (総合窓口)	☎080-2962-0853	Fax0859-29-8020

<児童に関する総合相談>

東部	鳥取県福祉相談センター	☎ 0857−23−1031	Fax0857-21-3025
中部	鳥取県倉吉児童相談所	☎ 0858−23−1141	Fax0858-23-6367
西部	鳥取県米子児童相談所	☎ 0859−33−1471	Fax0859-23-0621

(6)教育と福祉の連携

障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実を図るためには、学校と障害児通所支援事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有が必要です。本県では、以下のことを共通理解し、教育と福祉の連携を図っています。

【学校が留意すべきこと】

- ○支援会議等を行う際は、できる限り余裕をもって担当者間で日程調整を行う。
- ○保護者から連絡を受けた際は、個別の教育支援計画に利用する事業所等を記載し、情報共有を図る。
- ○保護者、事業所等からの申し出により、必要に応じて支援会議等を調整する。

【学校が支援会議等を主催する場合の基本的な流れ】

- ① 学校が保護者に支援会議等の目的、出席者、情報共有する内容等を説明するともに、障害児通所支援事業所等の担当者を確認する。
- ② 事業所等に個別の教育支援計画等を情報提供することについて、保護者の意向を確認する。(個別の教育支援計画作成時に確認しておくとよい。)
- ③ 学校の担当者又は保護者が、事業所等の担当者に連絡し、日程調整を行う。
- ④ 支援会議を実施する。
- ⑤ 協議した内容等は、必要に応じて主催者である学校が文書にまとめるなどして関係者間で情報共有する。(連携の記録は 個別の教育支援計画とともに引き継がれるようにしておくとよい。)

【障害児通所支援事業所等が留意すべきこと】

- ○支援会議等を行う際は、できる限り余裕をもって担当者間で日程調整を行う。
- ○必要に応じて、学校、保護者からの申し出により、支援会議等を調整する。
- ○保護者の意向や支援目的、支援内容を関係者間で情報共有する。

【事業所等が支援会議等を主催する場合の基本的な流れ】

- ① 保護者 (又は保護者から依頼を受けた事業所) が、学校に支援会議等への参加を依頼するとともに、 学校の担当者を確認する。
- ② 保護者は、個別の教育支援計画等を情報提供することについて同意している旨を学校に伝えておく。
- ③ 事業所等の担当者(又は保護者)が学校の担当者に事前に連絡し、支援会議等の目的、出席者、情報共有する内容等を説明し、日程調整を行う。
- (4) 支援会議を実施する。
- ⑤ 協議した内容等は、必要に応じて主催者である事業所等が文書にまとめるなどして関係者間で情報 共有する。

12

特別支援教育課発行物等の紹介

子どもたちの「わかる」「できる」をささえる ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援」リーフレット



本リーフレットでは、ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援の例を紹介します。 具体例を参考に現在の各学校・学級での取組の意図等を再確認するとともに、さらに充実した取組を進めていきましょう。

> 令和6年2月 鳥取県教育委員会

教室環境

『わかりやすい』『見たらわかる』という視点で工夫しましょう!

視覚的な情報を理解することが得意な児童生徒もいます。 授業や活動に、安心して、参加しやすい環境づくりをすすめていきましょう。

(物的環境の工夫



QRコードを読み取って、 ほかの工夫も姿料を表てみよう! 所味適加していくピー!



●場の構造化



準備や片付けがしやすいように 必要な物・場所(位置)がわかる工夫



ロッカーの整理の仕方を掲示し 自分で気付いて整理できる工夫



教科書やノートの置き方等、机上の整理 の仕方を伝えることで、学習に取り組み やすくする工夫



足形があることで、止まること (安全確認)の必要性に気付く工夫



●時間の構造化







見えにくい時間の流れや「あと〇分」を視覚的に捉え、 見通しを持って取り組めるようにタイマーやアプリ等を活用

刺激量の調節



前面の掲示は精選し より学習に集中できるよう にする工夫



音が出ないようにし、指 導者や友だちの発言等 に集中できるように工夫

9999999999999999

その他、集中できる環境づくりの工夫例

- 指導者の声・・・話すスピード、声の大きさ、 緩急のある話し方や声のトーン
- 座席の位置
- 揭示物
- 光や温度、水槽の音や廊下を歩く音 文字のフォントや色の組み合わせ
- ※異体例は左上のQRコードを読み取って見てみましょう。

※構造化

・・・周囲の環境(場所・時間・空間等)をわかりやすく、視覚的に整理すること

(人的環境の工夫)



● 「なぜ」の視点で、

児童生徒の言動の背景を考えましょう。

※大切にしたい実態把握の視点について、QRコードを読み取って見て みましょう。

- 自分の「よさ」「得意な面」に気づけるような関わりをしましょう。 児童生徒のやる気やよりよい指導・支援にもつながります。
- ◎児童生徒の思いや考えを聴き、 それぞれの考え方を Aさんは、 認め合う関係づくりを そう考えているんだね。

意識しましょう。 先生は~~と考えるよ。 …と考える人もいるんだよ。



●担任が、一番身近なモデルになりましょう。 (例)声をかけられたら相手に正対して

(身体を向けて、していることを止めて)話を聴く。

指導者自身が一番大きな環境です。工夫できることがたくさん!

教室が心理的に安心・安全な居場所となるように、あたたかい学級づくりが大切です。 指導者自身が一番大きな環境であることを意識して関わりましょう。よりよい「言語」「行動」 「思考」のモデルとなりましょう。

> ●「~してはダメ」と否定的な表現ではなく「~しよう」と 肯定的な表現を心がけましょう。具体的な言動を伝え ることでするべきことがわかりやすくなります。 △走っちゃダメ。

△書くのをやめて。 ○鉛筆を 置きましょう。 💍



- 何度も言っているでしょ。
- みんなが安全にすごせる ように行動しよう。
- ■不適切、危険な行動については、その行動を指摘し(人格を 否定しない)、行動の仕方や解決策を共に考えましょう。
- よいモデルとなる言動や行動を切り替えようとしている 姿を褒めて、児童生徒の適切な言動を増やしましょう。
- ■結果だけではなく、学習の過程や児童生徒の頑張りを 認め、児童生徒の行動を意味付けたり、褒めたりしまし ょう。経験や間違いを意味付けて児童生徒と共有す ることで、児童生徒が自身の成長に気付いたり、次の 活動への意欲を高めたりできるようにしましょう。

授業づくリ の工夫



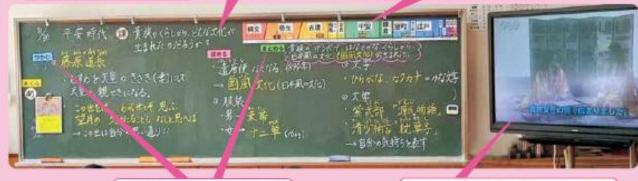
『学びやすい』授業となるような工夫もいろいろ!

教室環境や接し方を工夫するだけではなく、授業の中での 「わくわく」や「できた!」「なるほど!」を増やしていきましょう。 児童生徒が学習の目的や内容を理解し主体的に取り組めるよう な手立てを行い、「わかる」「できる」授業づくりを工夫しましょう。



◎学習するために必要な情報を児童生徒にわかりやすく提示(小学校・社会科)

児童生徒が学びを振り返ることの できる板書の工夫 ねらいや授業のめあて (課題)の明確化 学んでいる時代や歴史のつながりが わかるような手がかりの工夫



思考の手がかりとなるキーワードを カード化して提示 学習内容への興味・関心を高めたり、理解や 思考を深めたりするためにICT機器を活用

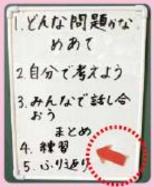
◎授業の流れや、はじめと終わりを具体的に提示



文字と合わせて、図(フロー チャート)で伝えることで、時間 の経過を見てわかりやすくする 工夫



イラストで文字情報を補い、見通しをもって取り組 めるようにする工夫



矢印等で示すことで 今、取り組んでいる活動に 気付く工夫

●思考・言語活動のモデルを可視化



思考の手がかりや表現のモデルを カードにして見える化する工夫

注目すべき部分にひきつける教材



注目して欲しい部分にひきつけて、意識を向ける ことで思考を深める工夫(小学校・国語)

具体物や視覚的な情報の活用



視覚的な情報や半具体物を操作しつつ 理解につなげる工夫

000000000000000

わかりやすい指示

(工夫例) わかりやす

- ●「練習問題の~番をしましょう。」と指示を 出しながら、教科書の該当場所を指差す。
- 「ちゃんと」「きちんと」等ではなく具体的 で明確な指示を出す。

△[ちゃんと、 やることを してください。]

〇「この後することは、 2つです。 1.プリントを先生の机の 上に出します。 2.ドリルを準備します。 この2つをしましょう。」

してください。」 この2つをしましょ

注目を促してから話し始める。(例)黒板をトントンと指差す、間をとる。

0-0

指導者の話を聞く時には、タブレット等の 画面が気にならないように画面側を指導者 側に向けるように促す。

児童生徒一人一人の学びの充実のために

基盤となるのは、児童生徒理解と信頼関係

- ◆指導者の気付きから支援を考える
- ◆一人一人の違いや多様性について理解する
- ◆児童生徒のよさを生かした関係づくりを意識する
- ◆教育的ニーズを踏まえた授業づくりをめざす



児童生徒の困っていることに思いを巡らせることが 充実した指導・支援のはじめの一歩となります。

「わかる」「できる」をささえる基本のチェックポイント 13 「特別支援教育の手引」(令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会)

環境づくり、接し方、 授業づくりの ヒントにしてピー

	1	チェックポイント	
		児童生徒等のよいところや強みをたくさん見つけましょう。 児童生徒等のやる気、指導・支援のヒントにつながります。	
担し方	,	担任が、一番身近なモデルになりましょう。 児童生徒等は担任の話す言葉やふるまいを真似ることが大好きです。	3
		「なぜ」の視点で、児童生徒等の言動の背景を探りましょう。 言動のみを評価せず、その背景(障がいの状態や発達段階、前後の事象等)に目を向けます。	
		具体的な言葉で、一つずつ指示を伝えましょう。 「筆箱をもって、並んで図書室に行きましょう」 →「今から図書室に行きます」「筆箱を持ちましょう」「廊下に出廊順に並びましょう」等。	
		具体物、写真、文字等で補い、分かりやすく情報を伝えましょう。 (例)校外学習の行先の写真を提示する。□顕指示を板書する。	
指導。艺程		1時間の授業のめあてと流れを明示しましょう。 児童生徒等に分かる言葉で、簡潔に示す配慮が必要です。	
支援	2 2	活動の終わりはどこかを具体的に伝え、見通しをもたせましょう。 (例)[〇時〇分にはこの作業を終わります][5枚封筒を作った6終わりです]等。	
		予定を提示するなど見通しをもたせ、自主性を高めましょう。 (例)月・週・1日の予定を示す。変更は口頭ではなく、板書して伝える。	
		スモールステップの課題を準備し、成功体験を積ませましょう。 「分かった」「できた」を実感させ、学びの確実な定着と意欲の向上を図ります。	
		片付けの場所や道具の置き場所を分かりやすく示しましょう。 (例)ロッカーに道具の名前やイラストを貼る。	
報報	Ż S	場の構造化を図り、活動を分かりやすくする工夫をしましょう。 (例)教室をいくつかのエリアに分け、学習スペース、作業スペース、休憩スペース等を設ける。	\Box
影宝 現 切	בחוג ערוא	視覚的な刺激を整理し、集中しやすい環境を整えましょう。 (例)教室前面の掲示物を整理する。不要なものをカーテンで覆う。	
		教室内外の音が集中の妨げとならないよう配慮しましょう。 (例)複数学年で同時に学習する際の他学年への指導の声、隣の教室の音等に配慮する。	

鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

〒680-8570 鳥取市東町-丁目271 TEL:0857-26-7598

https://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/ (特別支援教育課ホームページ)



https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm (各種リーフレット、手引等URL)



特別支援教育オンデマンド研修サイト 「特別支援教育 まなびの広場」

鳥取県の全ての先生方へ



特別支援教育オンデマンド研修サイト 特別支援教育 まなびの広場

特別支援教育に関する研修動画等を掲載しています。 児童生徒への接し方や環境づくり、授業づくり等の 参考としてご活用ください。

令和5年度研修動画キーワード 特別支援学級新担任/障がい特性/実態把握/環境調整/ カリキュラム・マネジメント/医療的ケア/支援の取組み紹介 など

https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/bessed/ (オンデマンド研修サイト 特別支援教育 まなびの広場)

> 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 TEL:0857-26-7575



掲載動画一覧(令和7年3月3|日現在)

No	動画タイトル	再生時間	掲載年度
Ι	実践発表「子どものために 自分のために」	48:38	2024年度
2	通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点での学習づくりや授業づくり(指導助言)	1:13:04	2024年度
3	聴覚障がいとその支援	20:06	2024年度
4	補聴器・人工内耳について	15:23	2024年度
5	授業の工夫・配慮事項	11:11	2024年度
6	聴覚障がい児の言語指導	25:16	2024年度
7	きこえる教職員の現場経験談	37:10	2024年度
8	学校における医療的ケア児を対象とした多職種協働について	40:00	2023年度
9	特別支援学級の授業づくり	33:00	2023年度
10	環境整備~事前の工夫~	16:54	2023年度
11	☆ASDの特性の一例~理解されにくい困り感~	19:50	2023年度
12	支援のあり方、育てたい力	03:20	2023年度
13	こだわりへの対処	10:18	2023年度
14	校内支援取り組み紹介	08:42	2023年度
15	障がい特性(自閉症)	05:05	2023年度
16	知的障がいについて	10:45	2023年度
17	きこえにくい子どもへの支援について	30:37	2023年度
18	読み書きに困難さのある児童生徒への指導・支援のアイデア	31:40	2023年度
19	提出物・スケジュールの自己管理 視覚情報活用による支援	27:16	2023年度
20	知的発達の面で支援が必要な生徒への理解と授業中の支援	23:30	2023年度
21	特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント	13:30	2023年度
22	大切にしたい実態把握の視点	09:00	2023年度

	発 行 物	ホームページ URL	QRコード	形態
	特別支援教育の手引 (令和4年3月改訂)	https://www.pref.tottori.lg.jp/1232 22.htm		冊子
	通常の学級における特別支援教育 〜小学校・中学校編〜(平成23年3月)	https://www.pref.tottori.lg.jp/1232 22.htm		冊子
小:	県立特別支援学校における通級による 指導の手引(令和5年3月)	http://www.pref.tottori.lg.jp/127876. htm		冊子
中学校等	子どもたちの『わかる』『できる』をささえ るユニバーサルデザインの視点を生かし	https://www.pref.tottori.lg.jp/sec ure/1347061/refuretto.spdf		リーフレット
	た指導・支援(令和6年2月)	https://www.pref.tottori.lg.jp/sec ure/1347061/keijiyou.spdf		掲示用
	特別支援教育オンデマンド研修サイト 「特別支援教育 まなびの広場」 (令和6年3月開設 教職員対象)	https://sites.google.com/g.torikyo .ed.jp/bessed/		サイト
就学支援	就学事務の手引(令和6年4改訂)	https://www.pref.tottori.lg.jp/2474 22.htm		冊子
	鳥取県版公立学校における医療的ケア 体制ガイドライン (令和5年6月)	https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/l215245/r5gaidorain.pdf		冊子
	小学校等における医療的ケア実施支援 資料(文部科学省 令和3年6月)	https://www.mext.go.jp/content/20 220317-mxt_tokubetu01-0000164 89_1.pdf		リーフレット
切れ目ない支援	鳥取県版公立学校における人工呼吸器 の管理による医療的ケアを必要とする 児童生徒の安全な学校生活のためのガ イドライン(令和7年3月)	https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1385013/gaidorain.pdf		冊子
	小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(文部科学省通知 令和5年3月)	https://www.mext.go.jp/content/20 230330-mxt_tokubetu02-1000028 96_2rr.pdf		冊子
	高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(文部科学省通知 令和5年3月)	https://www.mext.go.jp/content/20 230330-mxt_tokubetu02-1000028 96_3rr.pdf		冊子
	支援をつなぐ 〜よりよい学校生活を送るために〜	https://www.pref.tottori.lg.jp/1232 22.htm		リーフレット
手話言語	デジタル版手話ハンドブック	https://sites.google.com/g.torikyo.e d.jp/syuwa-handbook		サイト
言語	手話ハンドブック入門編(冊子版)	https://www.pref.tottori.lg.jp/2654 06.htm		冊子

手話ハンドブック活用編(冊子版)	https://www.pref.tottori.lg.jp/2654 07.htm	冊子
手話ハンドブック入門編・活用編 (DVD版)	https://www.pref.tottori.lg.jp/2654 08.htm	DVD
手話言語条例学習教材 「AKASHI〜証〜」(冊子版)	https://www.pref.tottori.lg.jp/2654 02.htm	冊子
手話言語条例学習教材 「AKASHI~証~」(DVD版)		DVD
鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」	https://sites.google.com/g.torikyo.e d.jp/syuwa	

関係各所	ホームページ URL	QRコード	形態
文部科学省 特別支援教育	https://www.mext.go.jp/a_menu/0 I_m.htm		
独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所	https://www.nise.go.jp/nc/		
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター	https://cpedd.nise.go.jp/		
国立障害者リハビリテーションセンター、 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害ナビポータル	https://hattatsu.go.jp/		
こども家庭庁 障害児支援施策	https://www.cfa.go.jp/policies/s hougaijishien/shisaku		
厚生労働省 障害者福祉	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak unitsuite/bunya/hukushi_kaigo/sh ougaishahukushi/index.html		